

愛媛県立松山北高等学校中島分校 部活動等に関する基本方針

第1条 部活動等は文武両道を目指し、個性の伸長、情操の陶冶、協力性の涵養等、人間形成を目的とした活動である。

第2条 部活動等は、節度をもって合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこととする。なお活動時間や休養日等については、以下のことを遵守する。

(1) 活動時間について

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日等（土曜日及び日曜日等の週末を含む）各学期中の週は3時間程度とし、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、活動する施設や部員数等、各部等の活動環境が異なることから、年単位における活動時間の目安とし、1日の活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日は（各学期中の週末を含む。）3時間程度の活動時間に見合った活動頻度となるようにする。その中で、生徒の自主性を尊重する必要があるが、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指した偏った活動になったりしないよう留意する。また、大会等を控えている時期については、管理職の承認を得て、活動時間を延長することができる。ただし、代替となる休養日や活動時間を短縮した日を設ける。

(2) 休養日について

週当たり2日以上（平日1日、休日1日）の休養日を設ける。ただし、活動する施設や部員数等、各部等の活動環境が異なることから、年単位における休養日の目安とし、週当たり2日以上（平日1日、休日1日）の休養日が確保された日数とする。また、大会等を控えている時期については、管理職の承認を得て、休養予定日に活動することができる。ただし、代替となる休養日は確保する。

(3) 長期休業中の活動について

長期休業中の休養日の設定は、各学期中に準じた扱いとなる。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部及び文化部等の活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けるよう努める。

第3条 定期考査の発表中及び考査中の部活動等は、原則として停止とする。ただし、考査終了日から1ヶ月以内に公式試合がある場合や強化練習

等で練習時間が必要な場合は、管理職の承認を得て実施することができる。

第4条 部活動等の終了時刻は、原則、17時15分とする。ただし、大会前や強化練習等で必要な場合は、適切な範囲で延長することができる。

第5条 熱中症予防の観点から、気象庁の高温注意情報や環境庁の暑さ指数等情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行う。その際、活動中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟に対応を検討する。

また、合宿の初日、休み明け、気温が上昇した日の練習は、生徒の体調などを考慮し、暑さに体が慣れるまで、練習内容を考慮する。

第6条 熱中症を含めた、事故防止の観点から、部活動等の責任者は生徒の体調管理や場の安全を確保すると共に、万一に備えた救急処置の明確化、関係者への連絡システムの確立など救急体制を整備しておく。万一事故が発生した場合は、迅速かつ誠意ある初期対応に努める。

第7条 部活動等の運営に係る経費は適正な管理をする。運営経費を徴収する場合は事前に保護者に通知し、現金を領収した際は領収書を発行すると共に、運営経費の支出に係る書類を適切に保管し、収支状況等を明らかにし、保護者に対し会計報告を行う。

現金を保管することは望ましくないが、やむを得ず保管する場合は厳重かつ適正に管理をする。

また、会計処理に当たっては、運営経費を管理する通帳と使用印鑑を別に保管するなど、常に複数の教職員による確認が行われるようにする。